

## 預金口座取引一般規定 新旧対照表

旧	新
<p>第21条 届出事項の変更など</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 氏名または事業者のお客さまでお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</li> <li>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、(法人の場合のみ)実質的支配者など、当社への届出事項(氏名、お届け印以外)に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</li> <li>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。</li> <li>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</li> <li>5. 届け出られた住所、氏名に宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらが不着のため当社に返送された場合、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。</li> </ol>	<p>第21条 届出事項の変更など</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 氏名または事業者のお客さまでお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</li> <li>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、(法人の場合のみ)実質的支配者など、当社への届出事項(氏名、お届け印以外)に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</li> <li>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。また、既に他のお客さまから届け出られている電子メールアドレスと同一の電子メールアドレスの届出があった場合において、当社が必要と認めるときは、お客さまに事前に通知することなく、重複する電子メールアドレスの双方または一方の情報を削除もしくは無効化できるものとします。この取り扱いによって生じた損害について当社は責任を負いません。</li> <li>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</li> <li>5. 届け出られた住所、氏名または電子メールアドレスに宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらの一部でも不着のため当社に返送された場合、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。</li> </ol>